

西宮市公共基準点
機能保全・復旧等の基準

西宮市土木調査課

西宮市公共基準点機能保全・復旧等の基準

(要旨)

この基準は、「西宮市公共基準点管理保全要綱」に基づく公共基準点の機能保全・復旧等の実施要領を定めたものである。

(適用)

1. 作業は、この基準、西宮市公共測量作業規程（国土交通省の「作業規程の準則」を準用）、西宮市公共基準点管理保全要綱、西宮市公共基準点引照取り・点検作業要領及び西宮市公共基準点写真撮影要領により実施するものとする。
2. この基準に記載された事項は、西宮市公共測量作業規程に優先するものとする。

(測量作業)

1. 公共基準点の引照取り・点検測量

公共基準点付近での工事等により公共基準点の効用に支障をきたしていないかを判断するため、工事着手前の引照取り及び工事完了後の点検を行う。

- ① 「西宮市公共基準点引照取り・点検作業要領」を適用する。
- ② 水平位置の引照取り・点検の方法については、原則として“TS法”“放射法”のうち、現場の状況に合わせた適切な方法を選んで実施する。
- ③ 標高位置の引照取り・点検の方法については、“標高の保全・点検”により実施する。
- ④ 「西宮市公共基準点引照取り・点検作業要領」の規定通りに引照点を設置できない場合や工事着手前の引照取り成果と工事完了後の点検成果を比較した結果、水平位置又は標高位置の変化量が「西宮市公共基準点引照取り・点検作業要領 第3条（運用基準）」で定める位置の精度の範囲を超える場合は、西宮市土木調査課へ報告した上で、本基準の「2. 公共基準点の復旧測量」で定める方法により復旧する。

2. 公共基準点の復旧測量

(1) “再設”の方法により、公共基準点を新しく選点した位置に設置する場合

① 適用条件

- 工事着手前に公共基準点の引照取り・点検測量（工事着手前の引照取り）を行っていない。{工事完了後の点検が不可能}
- 工事等により公共基準点の効用に支障をきたした恐れがある。
- 測量標の現物が亡失、又は引き続き使用することが不可能である。
- 工事完了後に任意の位置に設置する。

② 適用基準

- 「西宮市公共測量作業規程」の“復旧測量”を適用する。
- 写真撮影方法については、「西宮市公共基準点写真撮影要領」を適用する。

③ 公共基準点（“街区基準点”及び“基本多角点”を除く）を再設する場合は、元あった点を廃止した上で、新点（新たに符番）として設置する。

- ④ “街区基準点”及び“基本多角点”を再設する場合は、元あった点を廃止した上で、“街区三角点”は“2級基準点”、“街区多角点”は“3級基準点”、“街区多角節点”及び“基本多角点”は“4級基準点”の新品（新たに符番）として設置する。
- (2) “移転”の方法により、公共基準点を新しく選点した位置に設置する場合
- ※ 工事着手前の“移転”が可能であっても、工事完了後の“再設”を選択することが出来る。
- ① 適用条件
- 工事着手前に公共基準点の引照取り・点検測量（工事着手前の引照取り）を行わない。{工事完了後の点検が不可能}
 - 工事等により公共基準点の効用に支障をきたす恐れがある。
 - あらかじめ測量標の現物が亡失、又は引き続き使用することが不可能になることがわかっている。
 - 工事着手前に施工範囲外に移転して設置する。
 - “4級基準点”及び“街区多角節点”並びに“基本多角点”は、隣接点との視通を確保して点網を形成しており移転は不可なので、工事完了後の“再設”を選択する。
- ② 適用基準
- 「西宮市公共測量作業規程」の“復旧測量”を適用する。
 - 写真撮影方法については、「西宮市公共基準点写真撮影要領」を適用する。
- ③ 公共基準点（“4級基準点”及び“街区基準点”並びに“基本多角点”を除く）を移転する場合は、元あった点を廃止した上で、新品（新たに符番）として設置する。
- ④ “街区基準点”を移転する場合は、元あった点を廃止した上で、“街区三角点”は“2級基準点”、“街区多角点”は3級基準点”の新品（新たに符番）として設置する。
- (3) “改測”の方法により、測量成果（水平位置・標高位置）の修正のみ行う場合
- ① 適用条件
- 工事着手前に公共基準点の引照取り・点検測量（工事着手前の引照取り）を行っていない。{工事完了後の点検が不可能}
 - 工事等により公共基準点の効用に支障をきたした恐れがある。
 - 測量標の現物を引き続き使用することが可能である。
 - 工事完了後に現位置のままで改測する。
 - “街区基準点”及び“基本多角点”は同一番号での改測が不可なので、“再設”を選択する。
- ② 適用基準
- 「西宮市公共測量作業規程」の“復旧測量”を適用する。
 - 写真撮影方法については、「西宮市公共基準点写真撮影要領」を適用する。
- ③ 元あった点と同一番号の復旧点として、測量成果（水平位置・標高位置）の修正を行う。
- “再設”の方法により元あった点を廃止した上で、“1級基準点”、“2級基準点”、

“3級基準点”、“4級基準点”の新点（新たに符番）として設置する。

- 点名にNo.が付いていない“1級基準点”、“2級基準点”、“3級基準点”を改測する場合は、No.を付けた点名に変更する。

（測量標の設置方法）

1. 基準点の測量標の設置方法は「西宮市公共基準点測量標設置仕様書」による。ただし、“4級基準点”については「西宮市4級基準点標識設置仕様書」による。
2. 測量標の購入
公共基準点の復旧測量（再設・移転）において、新点（新たに符番）として設置する際は、原則として原因者が購入する。

（実施計画）

国土地理院の助言又は承認を受けずに、測量成果検定に関する技術を有する第三者機関の検定のみを受けた“4級基準点”、“基本多角点”を既知点として使用する場合は、公共測量実施計画書に“4級基準点”の測量成果のうち精度確認に必要なもの（点の記・成果表、検定証明書、網図、平均図、観測図、精度管理表等）を添付して提出する。

（成果品）

1. 作業の主体が原因者である工事施工者の場合は、成果品の表紙に“測量計画機関名”“測量作業機関名”だけでなく、“工事発注者名”又は“工事施工者名”も記載する。
 2. 成果品
 - (1) 公共基準点の引照取り・点検測量を行う場合
 - 「西宮市公共基準点引照取り・点検作業要領 第12条（位置点検資料の整理）」で定める成果品とする。
 - 工事着手前の引照取り成果表及び工事完了後の点検成果表、並びに工事施工前後の成果の比較表を作成する。
 - (2) 公共基準点の復旧測量において、再設・移転の方法により公共基準点を新しく選点した位置に設置し、測量成果の修正を行う場合、又は改測の方法により測量成果（水平位置又は標高位置）の修正のみ行う場合
 - 「西宮市公共測量作業規程第46条（成果等）・第75条第2項」で定める成果品とする。
- ※ 「作業規程の準則・基準点測量記載要領 {日本測量協会発行}」等を参考にして作成すること。
- 点の記・成果表
1点につきA4サイズのエクセル表（市が指定する様式）で作成する。
 - 測量標設置位置通知書
公共基準点の復旧測量（再設・移転）において、元あった点を廃止した上で、新点（新たに符番）として設置する場合は、新点の点名を記載した“測量標設置位置通知書”を作成し、国土地理院及び兵庫県に通知する。ただし、4級基準点については通知しない。

◆ 測量標設置位置通知書の備考欄に {旧点名} “△△基準点 No.〇〇〇〇の復旧測量（再設・移転）による”と記載する。

◆ 元あった点の廃止手続きが必要となる。

■ 測量標新旧位置明細書（元あった点の廃止手続き）

公共基準点の復旧測量（再設・移転）において、元あった点を廃止した上で、新点（新たに符番）として設置する場合は、元あった点の点名を記載した“測量標新旧位置明細書”を作成し、国土地理院及び兵庫県に通知する。ただし、4級基準点については通知しない。

◆ 測量標新旧位置明細書の作業区分欄に“廃棄”、備考欄に {新点名} “△△基準点 No.〇〇〇〇で復旧（再設・移転）”と記載する。

■ 測量標新旧位置明細書（点名の変更）

公共基準点の復旧測量（改測）において、点名にNo.が付いていない1級基準点、2級基準点、3級基準点を、No.を付けた点名に変更する場合は、変更前の旧点名と変更後の新点名を記載した“測量標新旧位置明細書”を作成し、国土地理院及び兵庫県に通知する。

- 測量作業写真は「西宮市公共基準点写真撮影要領」で定める成果品とする。
- 成果品は紙だけでなく、電子データも提出する。
- 電子データは「西宮市測量成果電子納品要領」により作成し、データを格納する。
- 測量成果は、測量成果検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けたものとし、併せて国土地理院へ測量法第5条で定める“公共測量”の手続きを行う。
- 測量法等に基づく協議・手続きは、原則として原因者が行う。また、“公共測量”の手続きにおいて必要な書類・成果・資料（測量成果データ・品質評価表・製品仕様書等）は、原因者が作成する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日より適用する。

付 則

この基準は、平成21年11月1日より適用する。

付 則

この基準は、平成24年6月1日より適用する。

付 則

この基準は、平成27年9月1日より適用する。

付 則

この基準は、平成30年4月16日より適用する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日より適用する。

付 則

この基準は、令和2年3月1日より適用する。

付 則

この基準は、令和3年6月1日より適用する。